

(令和7年7月15日 厚生文教常任委員会資料)

診療科目等の拡充について

1. 経過

心臓をはじめとする循環器疾患の患者の増加に伴い、専門的な知識や技術を必要とする事例が増えてきている。

今般、十勝管内の医療機関から専門医の派遣を受ける目途がたったことから、「循環器内科」を開設し、より質の高い医療を提供しようとするもの。

2. 時期

保健所との協議が整い、「芽室町病院事業の設置等に関する条例」の改正が可決した後(8月開始の想定)

3. 内容

毎月第2・第4金曜日の午後に「循環器内科」の外来を開設する

4. 今後の診療科目等の拡充について

- (1) 町民のニーズがあること
- (2) ハード(診察室・機材など)・ソフト(看護師・検査技師など)の環境が整っていること
- (3) 医師が確保できること

診療科目等を拡充するためには、これらを満たす必要がある。

5. 標榜診療科名の考え方

別紙参照

標榜診療科名について（病院・診療所）平成20年4月～

①単独で標榜可能な診療科名

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科（放射線治療科、放射線診断科）、病理診断科、臨床検査科、救急科

②①の診療科名と組み合わせで用いることができるもの

区分	施行令	施行規則
(a) 身体や臓器の名称	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝	頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝
(b) 患者の年齢、性別等の特性	男性、女性、小児、老人	周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者
(c) 診療方法の名称	整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和	漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック
(d) 患者の症状、疾患の名称	感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患	性感染症、がん